（様式第１号）

自動車営業設備の概要

営業許可については、本票に基づく申告内容を前提としたうえで許可するものであり、内容を変更する場合は、食品衛生法施行規則第71条の規定に基づく変更届出が必要となることがあります。

また、申告内容で衛生状態が確保できない場合は、設備の改修等を行っていただく必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 営業者氏名 |  |
| 営業者住所 |  |
| 基地施設所在地 | 自動車保管場所 |  |
| 一次加工所 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取扱品目 | 飲食店営業 型③はⅢ型のみⅠ型Ⅱ型は原則加熱品 | ①簡易な調理（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□1品目　□複数品目）□飲料の調製 □かき氷 □アイスクリーム類 □④ ①に付帯的な非包装魚介類販売＊Ⅰ型で①と②、②と④を同時に取扱うことはできません。　Ⅰ型Ⅱ型で④は、非加熱品と同時に取扱えません。 |
|
| ②加熱品組合せ・米飯（　　　　　　　　　　　　　　　□1品目　□複数品目）□米飯の加工調理　＊米飯の加工調理はⅡ型Ⅲ型のみ。 |
| ③複数工程の調理（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）□切身魚・生食用魚介類の調製　□生野菜、果物、生クリームを使うメニュー |
| 営業車の概要 | 自動車登録番号（　　　　　　　　　　　　）、車種（　　　　　　　　　　　　） |
| 手洗い設備 | 流水受槽式設備　材質等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）水栓（　踏込式　・　コック式　・　レバー式　・　　　　　　　　　　　　　）消毒方法（　　　 　　　　　　　　　　　　）　□手指再汚染防止構造の水栓 |
| 洗浄設備 | 流水受槽式設備　（　１槽　・　２槽以上　）□手洗い設備と兼用材質等（　　　　　　　　　　　）、消毒方法（　　　　　 　　　　　　　　　） |
| 給水量飲食店営業（　　　　　型） | 　　　　　　Ｌ　　　　給湯設備　有□　無□□大量の水を要する営業は行わない。□簡易な営業に限る。下処理（有・無）　一次加工（有・無） |
| 排水設備 | ポリタンク　・　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 食品保管設備 | 材質等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）米飯を扱う場合　電気炊飯器・その他（　　　　　　　　　）保管温度　　　　℃ |
| 食器器具保管設備 | 材質等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 冷蔵設備 | 冷蔵庫　・　クーラーボックス　・　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 廃棄物容器 | ふた付きポリバケツ　・　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 作業着・帽子 | 専用の作業着　・　帽子　・　マスク　・　その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 食器 | 使い捨て食器　・　再使用食器　・　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |

一次加工又は材料供給確認書

の調理場において原材料の一次加工を行い

から材料を供給し

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 私は下記施設 |  | ます。 |
| 屋号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　業種 |
| 所在地　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 営業者氏名　※※許可証の写しを添付すること。 |